

資格停止措置一覧表

平成29年2月16日措置分

No.	業 者 名	所 在 地	資格停止期間	事 由
1	(株)ダイヤモンドカットイング	岐阜市下西郷一丁目170番地1	平成29年2月17日から平成29年11月16日まで(9ヶ月) (ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該措置を継続する)	(株)ダイヤモンドカットイングについて、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人に該当するとして、平成29年2月2日、関警察署から「美濃市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除要請がありました。 このことは「美濃市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱」第6条1項及び別表(第6条関係)に該当するため、入札参加資格の停止措置を講じます。